

労働保険事務組合 浜松商工会議所

労働保険料 預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

労働保険事務組合浜松商工会議所より、貴店宛に、労働保険料の請求書が送付されたときは、私（預金者）に通知することなく、請求書記載の金額を指定預金口座から所定の振替日に払出し、労働保険事務組合浜松商工会議所指定口座に振込んでくださるよう下記事項確認のうえ依頼致します。

労働 保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号			(No)
										(No)	

依 頼 人	郵便番号										
	住 所								電 話		
	氏 名								お届印	印	

捨
印

指 定 預 金 口 座		口 座 番 号				口 座 名 義 人	
銀 行 信用金庫 支店							
1. 普 通	2. 当 座						
銀行コード・支店コード							

1. 預金の支払手続きについては、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理されること。
2. 振 替 開 始 請求書が始めて送付された日以降の最初の振替日
3. 振 替 日 全期・1期分は6月25日、2期分は9月25日、3期分は12月25日（休業の場合は翌営業日）
4. 振替えたつどの口座名義人あての通知は不要のこと。
5. 指定預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）が、振替日において支払うべき労働保険料の額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても異議はないこと。
6. この預金口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はないこと。
7. この取扱いについて、かりに紛議が生じても、貴店には迷惑をかけません。

取扱店 使用欄	預金係長印	記帳者印	印鑑照合	受 付 者

労働保険事務組合 浜松商工会議所

労働保険料 預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

労働保険事務組合浜松商工会議所より、貴店宛に、労働保険料の請求書が送付されたときは、私（預金者）に通知することなく、請求書記載の金額を指定預金口座から所定の振替日に払出し、労働保険事務組合浜松商工会議所指定口座に振込んでくださるよう下記事項確認のうえ依頼致します。

労働 保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号		(No)
										(No)
										(No)

依 頼 人	郵便番号										
	住 所							電 話			
	氏 名							お届印	印		



指 定 預 金 口 座		口 座 番 号				口 座 名 義 人	
銀 行 信用金庫 支店							
1. 普 通	2. 当 座						
銀行コード・支店コード							

1. 預金の支払手続きについては、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理されること。
2. 振 替 開 始 請求書が始めて送付された日以降の最初の振替日
3. 振 替 日 全期・1期分は6月25日、2期分は9月25日、3期分は12月25日（休業の場合は翌営業日）
4. 振替えたつどの口座名義人あての通知は不要のこと。
5. 指定預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）が、振替日において支払うべき労働保険料の額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても異議はないこと。
6. この預金口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はないこと。
7. この取扱いについて、かりに紛議が生じてても、貴店には迷惑をかけません。

取扱店 使用欄	預金係長印	記帳者印	印鑑照合	受 付 者

労働保険事務組合 浜松商工会議所

労働保険料 預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

労働保険事務組合浜松商工会議所より、貴店宛に、労働保険料の請求書が送付されたときは、私（預金者）に通知することなく、請求書記載の金額を指定預金口座から所定の振替日に払出し、労働保険事務組合浜松商工会議所指定口座に振込んでくださるよう下記事項確認のうえ依頼致します。

労働 保険番号	府 県		所 掌		管 轄		基 幹 番 号				枝 番 号			(No)

依 頼 人	郵便番号														
	住 所											電 話			
	氏 名											お届印	印		



指 定 預 金 口 座		口 座 番 号					口 座 名 義 人	
銀 行 信用金庫		支店						
1. 普 通	2. 当 座							
銀行コード・支店コード								

1. 預金の支払手続きについては、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出をいたしませんから、貴店所定の方法で処理されること。
2. 振 替 開 始 請求書が始めて送付された日以降の最初の振替日
3. 振 替 日 全期・1期分は6月25日、2期分は9月25日、3期分は12月25日（休業の場合は翌営業日）
4. 振替えたつどの口座名義人あての通知は不要のこと。
5. 指定預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）が、振替日において支払うべき労働保険料の額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても異議はないこと。
6. この預金口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はないこと。
7. この取扱いについて、かりに紛議が生じてても、貴店には迷惑をかけません。

取扱店 使用欄	預金係長印	記帳者印	印鑑照合	受 付 者